

自動車リサイクル法 2005年1月1日スタート

1. 自動車リサイクル法施行とお客様へのお願い

自動車リサイクル法は、自動車ユーザが費用(リサイクル料金)を負担して、自動車製造業者、輸入業者を中心とした関連事業者に、使用済自動車(廃車)からの指定3品目(シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類)の回収とそのリサイクルもしくは適正処理を義務付ける新たなリサイクル制度です。一部の対象外自動車を除き、全ての自動車が自動車リサイクル法の対象となります。お客様は2005年1月1日から、次の2つの役割が義務付けられます。

1. 前払いによるリサイクル料金のご負担(預託)
2. 使用済自動車の引取業者への引渡し

車両価格とは別に、リサイクル料金をご負担いただかないと新車登録、車検手続き、使用済自動車の引渡しができません。

2. 自動車リサイクル法対象自動車と対象外自動車

(1) 自動車リサイクル法対象自動車

全ての自動車(一部の対象外自動車を除く)

- ・トラック・バス、乗用車
- ・特種用途自動車(トラッククレーン、高所作業車等)

注意: ナンバープレートのない構内車も対象

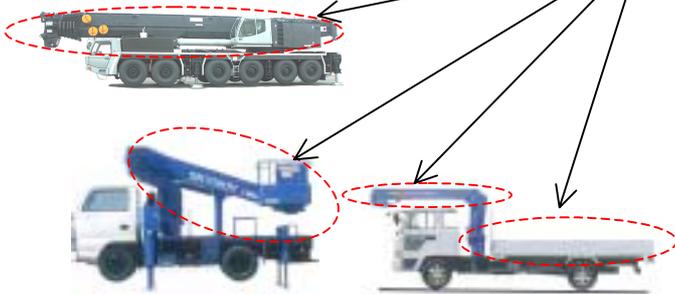
ただし多くの架装物部分は対象外

対象自動車であっても、分離ができて、載替えや別用途で再利用可能な架装物部分は対象外となります。リサイクル料金で指定3品目のリサイクル・処理はできません。

例: 平ボディ、カーゴクレーン、トラッククレーンや高所作業車の架装物部分は対象外

参考: レントゲン車など運転室と一体となっている架装物は分離できないため、自動車リサイクル法の対象となります。

分離でき載替えできる架装物部分は自動車リサイクル法対象外
指定3品目はリサイクル料金で処理できません。



リサイクル法対象架装物

車両運搬車、重機運搬車の荷台架装物は例外的にリサイクル法対象架装物。ただし、リサイクル料金でリサイクル・処理できません。

例: スーパーセルフ、セルフローダ

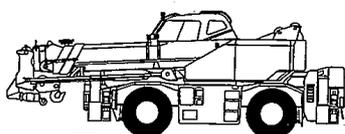


(2) 自動車リサイクル法対象外自動車

自動車リサイクル法対象外自動車	対象外となる根拠
ラフテレーンクレーン	大型特殊自動車は自動車リサイクル法第2条第1項第3号にて除外。
クローラ式、ホイール式高所作業車 クローラクレーン	自動車リサイクル法第2条第1項、自動車リサイクル法施行令第1条第2号(カピラを有する自動車)、第5号の省令(ホイール式高所作業車)にて除外。

自動車リサイクル法対象外自動車は、これまで同様、廃棄物処理法に基づき適正処理されますので、別途ご負担いただくこととなります。リサイクル料金のご負担、使用済自動車の引取業者への引渡し義務はありません。

リサイクル法対象外自動車



ラフテレーンクレーン



クローラ式、ホイール式高所作業車

3. お客様にご負担(預託)いただくリサイクル料金

(1)リサイクル料金

お客様が前払いでご負担いただきますリサイクル料金は、使用済自動車となったときに、自動車製造業者等(自動車メーカー、自動車輸入業者)が、指定3品目をリサイクルもしくは適正処理する費用となります。自動車製造業者等が1台ごとにシュレッダーダストの質量、エアバッグ類の個数、カーエアコンの装備に応じてリサイクル料金を設定しますが、その内訳は次のとおりです。

⑤ リサイクル料金＝シュレッダーダスト料金＋エアバッグ類料金＋フロン類料金＋情報管理料金＋資金管理料金

ただし、情報管理料金は130円、資金管理料金は新車登録時で380円(継続検査時、廃車時で480円)と全車共通です。

車種ごとのリサイクル料金は、自動車製造業者等がホームページなどで公表していますのでご参照ください。

(2)タダノから納入させていただきました製品のリサイクル料金

<自動車リサイクル法の対象部分とリサイクル料金>

製 品	リサイクル法対象の部分	リサイクル料金
オールテレークレーン (FAUNキャリヤ※1、国産キャリヤ) トラッククレーン	キャリヤ部分	(財)自動車リサイクル促進センターのホームページ (URL: http://www.jars.gr.jp/)で、登録済車1台ごとにリサイクル料金を検索できるシステムが稼働していますので、ご利用ください。 ⇒2004年8月末までの新車登録車を検索できますが、9月以降の新車登録車についても順次対応中です。 ・キャリヤメーカー、シャシメーカーのホームページなどでも公表されています。
トラック式高所作業車 穴掘建柱車	キャブ付きシャシ部分	
カーゴクレーン付きトラック	キャブ付きシャシ部分	
車両運搬車(スーパーセルフ)※2 重機運搬車(セルフローダー)※2	荷台を含めて車両全体(ただし、荷台架装部はリサイクル料金を処理できない。)	

※1:自動車リサイクル法は、自動車製造業者等(製造業者、輸入業者)に指定3品目のリサイクル、適正処理を義務付けていますが、FAUNキャリヤ(並行輸入車)は、(財)自動車リサイクル促進センターが、リサイクル料金を設定し、リサイクルもしくは適正処理します。

※2:車両運搬車、重機運搬車の荷台(困いのない荷台架装物として扱われる)は自動車リサイクル法の対象架装物ですが、処理費用はリサイクル料金には含まれていません。これまで同様、廃棄物処理法に基づき適正処理されますので、リサイクル料金とは別に処理料金をご負担いただくこととなります。

(3)リサイクル料金の前払い(預託)方法

①2005年1月1日以降登録の新車

初度登録時に、新車販売会社にお支払いいただきますと、自動車製造会社経由で資金管理法人に預託されます。FAUN車(並行輸入車)はタダノ営業担当経由で資金管理法人に預託します。

②すでに登録されている車

2005年1月1日以降の最初の車検時に、指定整備事業者経由でお支払いいただくか、または車両持込車検の場合は、運輸支局等内印紙販売窓口等または近隣の団体へお支払ください。

③すでに登録されている車で、2005年1月1日以降、車検を受けずに廃車にする場合

引取業者経由でお支払いください。

リサイクル料金を預託しますと「リサイクル券」が交付されます。「リサイクル券」はお客様がリサイクル料金を預託したことを証明する重要な書面ですので、車検証とともに大切に保管してください。

(4)リサイクル料金の負担者

リサイクル料金は自動車の所有者が負担することになりますが、自動車検査証記載の所有者と一致しない場合もあります。 例

ケース	リサイクル料金の負担者
●所有権留保付売買契約	買主(自動車検査証記載の使用者)
●リース契約	リース会社(自動車検査証記載の所有者)

4. 使用済自動車の引取業者への引渡し方法

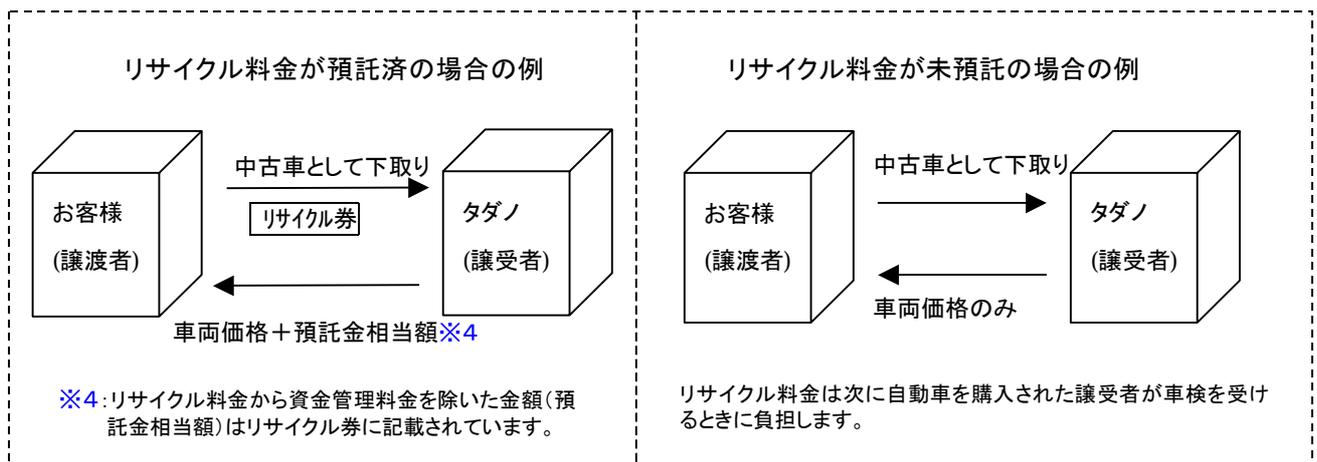
使用済となったリサイクル法対象自動車は、自治体に登録された引取業者へ引渡していただきます。

- リサイクル料金が未払い、あるいはエアコンやエアバッグが後付けされた場合は、この時点でリサイクル料金をお支払いいただきます。
- 使用済自動車の引渡し後、引取業者から「引取証明書」が交付されます。これは、お客様が適切に使用済自動車を引渡したことを証明する重要な書面ですので大切に保管してください。
- 登録自動車が一時抹消登録後に解体された場合は、解体届出が必要になります。
- 使用済自動車が破砕業者に引渡された時点で、永久抹消登録や重量税還付などの申請が可能になります。申請手続きのお知らせ(解体通知)につきましては、引取業者からご連絡することになります。

5. ご使用の自動車を中古車として売買される場合

自動車リサイクル料金が預託された自動車を売買される場合、車両価値部分の金額とリサイクル券に記載されている預託金相当額※3を売買代金の中に含めて、譲受者から譲渡者に支払われます。

※3: 預託金相当額とはリサイクル料金から資金管理料金を除いた金額(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金の合計)です。預託金相当額は使用済自動車として引取業者に排出するお客様が実質負担することになります。



6. リサイクル料金の会計処理

① 新車購入・車検時

- お客様が負担されたリサイクル料金預託相当額※3は使用済自動車が引渡されるまで、自動車所有者の資産として計上していただくことになります。ただし、資金管理料金はお支払いいただいた時点で費用処理できます。

① 使用済自動車引渡し時

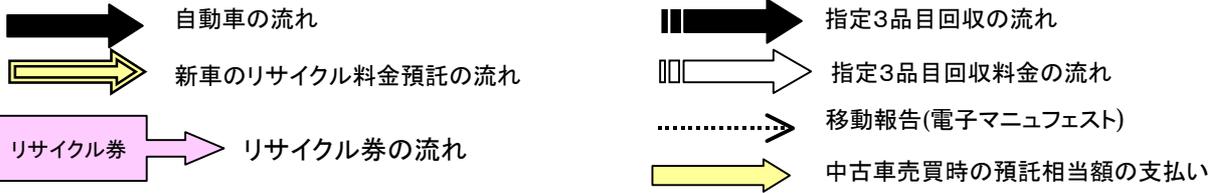
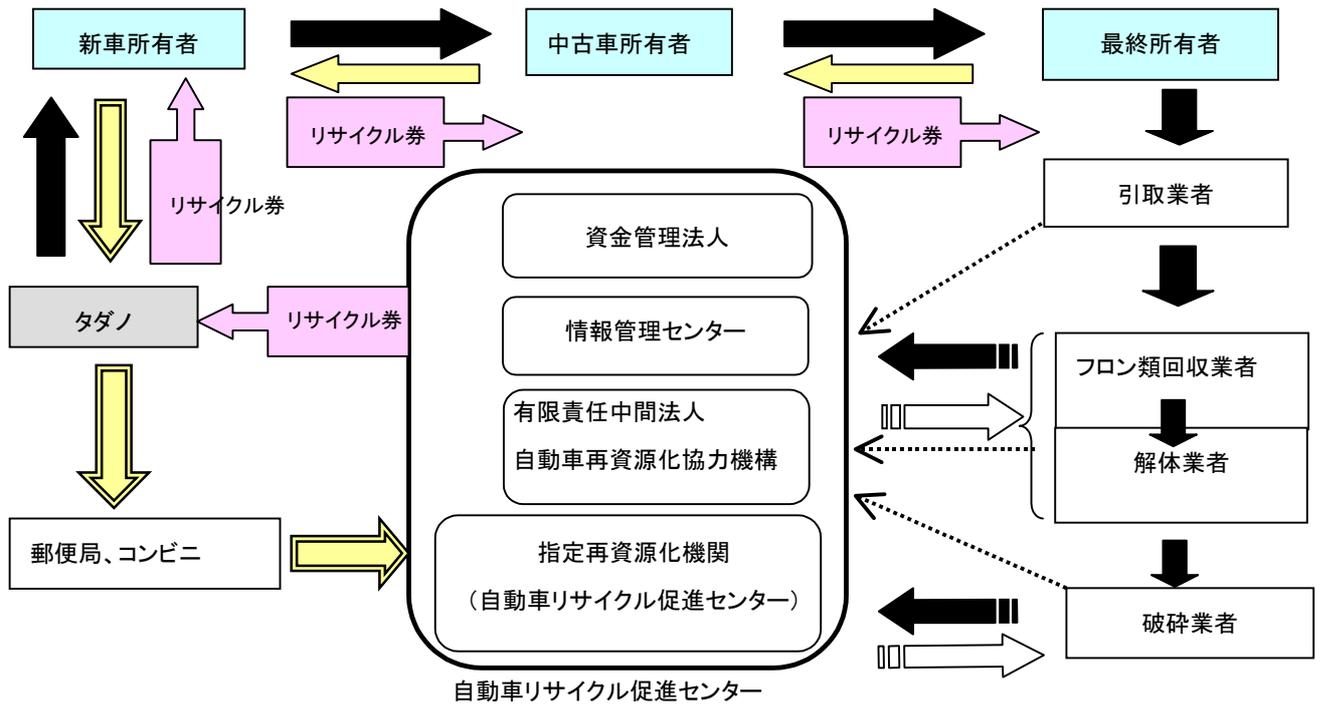
- 使用済自動車として引取業者に自動車を引渡した時点で、預託したリサイクル料金預託相当額の費用処理を行うことができます。

② 中古車の売買時

- リサイクル料金預託済の自動車を購入された場合は、リサイクル料金預託相当額を資産に計上していただくことになります。
- リサイクル料金預託済の自動車を譲渡された場合は、リサイクル料金預託相当額も含まれておりますので、資産に計上されているリサイクル料金預託相当額を現金に振替えることができます。

7. 自動車リサイクル法の流れ

(1) FAUNキャリア(並行輸入車)の自動車リサイクル法の流れ



(2)トラック式高所作業車、トラッククレーンの自動車リサイクル法の流れ

